

岐阜県公報

第二千九百二十四号
平成三十年二月二十三日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課)

九五^ベ

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一

部改正

(統計課)

九五

保安林の解除をしようとする旨の通知

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

公示

公共測量の終了

(用地課)

九九

土木関連業務用インターネット仮想端末システムの構築及び運用保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する

公告

(技術検査課)

九九

開発行為の工事の完了

(建築指導課)

一〇〇

岐阜県告示第八十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

告示

1 指定興行

種別	題名	発行者
映画	くノ一 淫技大股がため	配給会社名 新東宝映画
	夜霧家族 潮い海に抱かれて	オービー映画

2 指定年月日

平成30年2月23日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第八十二号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十二年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

「濃飛横断自動車道に関するアンケート調査」を削る。

岐阜県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

可児市大森字笹洞一六九〇の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町祢宜ヶ沢上字長トラ七二八の四、七二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町宮田字水洞口一九五三、一九五六、一九五七、一九五八の一、一九五八の七、一九六一の一、字水洞二二二三の二から二二三の七まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 山県市葛原字鯉尾五六八一の一、五六八一の三から五六八一の五まで
- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 本巣市根尾黒津字ケ口平六七二、六七三、六七四の一四、六七四の一六から六七四の一八まで六七四の二〇、六七五の二
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道路の種類	路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考
春日線 揖斐川線		路線名	区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考		
後	前	別後	前	揖斐郡揖斐川町春日小宮 神字汁タレ九〇一番四地 先から		員	延	備考			
六・五 六・八	六・五 六・八	ル	ル			メ	メ				
二・三・一	二・三・一	ト	ト			イト	イト				
同郡同町同 字土休場八〇七番一 先まで		同郡同町同 字土休場八〇七番一 先まで									

岐阜県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考
大烏小 垣江倉 線		路線名	区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考		
後	前	別後	前	養老郡養老町上之郷字西 ノ切一〇三番地先から		員	延	備考			
六・六	四・四 六・五	ル	ル			メ	メ				
五・四	五・四	ト	ト			イト	イト				
同郡同町同 北ノ切一〇〇番地内まで		同郡同町同 北ノ切一〇〇番地内まで									

岐阜県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考
平養 田老 線		路線名	区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考		
後	前	別後	前	養老郡養老町下笠字中島 四七六番一地先地内		員	延	備考			
一・五・三	二・〇・九	ル	ル			メ	メ				
八・九	八・九	ト	ト			イト	イト				

岐阜県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考
瑞大 浪西 線		路線名	区 間		区域変更		敷地の幅員	延長	備考		
後	前	別後	前	瑞浪市日吉町字千原二二七七 番地先から		員	延	備考			
八・四・三	三・二・三	ル	ル			メ	メ				
平成 三・二・三	平成 三・二・三	ト	ト			イト	イト				
同市同町字蛭子二二六三 番五地先まで		同市同町字蛭子二二六三 番五地先まで									

備（区域）の考
決定又は
変更の日は
告示年月日
（ほかに）

平成
三・二・三
平成
三・二・三
平成
三・二・三

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月二十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	春日線 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町春日小宮神字 汁タレ九〇一番四地先から 同郡同町同地先まで 土休場八〇七番一地先まで	一一・一	平成 三〇・二・三	平成 三〇・三・五

公 示

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点管理）

三 作業期間

平成二十九年六月十五日から
平成三十年一月二十九日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年七月一日から
平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

土木関連業務用インターネット仮想端末システムの構築及び運用保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

土木関連業務用インターネット仮想端末システムの構築及び運用保守業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に於ける意見を反映し、提出する。平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量

土木関連業務用インターネット仮想端末システムの構築及び運用保守業務委託一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成30年3月19日(月)午後5時(郵送の場合は必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南二丁目1番1号
岐阜県土木整備部技術検査課建設情報係

電話 058 272 1111 (内線3632)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等を記入し、2の②)に持参又は郵送により提出すること。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年2月23日(金)から平成30年3月8日(木)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の②)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Outsourcing the construction, operation and maintenance services of the

VDI (Virtual Desktop Infrastructure) system on the internet network

for construction works

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 23 February 2018 through 8 March 2018 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:

5:00 p.m., 19 March 2018
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 12 March 2018.)

(4) For further information, please contact:

Construction Technology Inspection Division, Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext.3632

開発行衆の工書の手配

次の開発行衆に関する工書が完了したので、郵送して頂く。 (図保四十三号共済業法四号) 第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種別</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第五〇号の六 平成二九・三・三一 同岐西建築第一六号の二八 同二九・一一・六</p>	<p>山県市大字高富字井戸尻一四九四番一、一四九五番一、一四九六番一、一四九七番一、一四九八番一、一四九九番及び一五〇〇番</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>大阪府中央区農人橋二丁目一番三六号 大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作</p>

同岐西建築第一五〇号の九 平成二九・八・二二	瑞穂市稲里字四ノ町四五〇番一及び四五一番一	道路	同	瑞穂市穂積一八二三番地四 イスト 代表者 大 窪 桂
同岐西建築第五〇号の二 平成二九・一・一〇 同岐西建築第二六号の三一 同二九・一二・二〇	本巣市小柿字竹橋七四四番一、七四五番一、七四六番一、七四七番一、七四八番一、七四八番三、七四九番一、七五〇番一、七五二番一、七五三番一、七五三番二、七五四番及び七五五番一	道路	同	愛知県名古屋市中区栄一丁目二〇番三二号 株式会社トーエネック 代表取締役 大 野 智 彦
同岐西建築第五〇号の五 平成二九・三・一三	本巣市春近字町田一九〇番一、一九〇番二の一部、一九一番一及び一九一番二の一部	道路	同	岐阜県下呂市金山町金山三三五六番地の一 株式会社サンワ開発 代表取締役 加 藤 千 里
同西建築第六〇号の五 平成一八・一・四 同西建築第五四号の二〇 同二一・三・二七 同岐西建築第二六号の八 同二九・八・二五	海津市南濃町吉田字村合三三七番一外 一六筆	道路	同	名古屋市中村区名駅南二丁目三番四号 井上護謨工業株式会社 代表取締役 井 上 聰 一
同岐西建築第二二号 平成二九・四・二一 同岐西建築第二六号の三七 同三〇・一・一九	不破郡垂井町表佐字番切四七九九番一、四八〇番二、四八〇番三、四八〇番四、四八〇番五、四八〇番六、四八〇番七、四八〇番八、四八〇番九、四八〇番十、四八〇番十一、四八〇番十二、四八〇番十三、四八〇番十四、四八〇番十五、四八〇番十六、四八〇番十七、四八〇番十八、四八〇番十九、四八〇番二十、四八〇番二十一、四八〇番二十二、四八〇番二十三、四八〇番二十四、四八〇番二十五、四八〇番二十六、四八〇番二十七、四八〇番二十八、四八〇番二十九、四八〇番三十、四八〇番三十一、四八〇番三十二、四八〇番三十三、四八〇番三十四、四八〇番三十五、四八〇番三十六、四八〇番三十七、四八〇番三十八、四八〇番三十九、四八〇番四十、四八〇番四十一、四八〇番四十二、四八〇番四十三、四八〇番四十四、四八〇番四十五、四八〇番四十六、四八〇番四十七、四八〇番四十八、四八〇番四十九、四八〇番五十、四八〇番五十一、四八〇番五十二、四八〇番五十三、四八〇番五十四、四八〇番五十五、四八〇番五十六、四八〇番五十七、四八〇番五十八、四八〇番五十九、四八〇番六十、四八〇番六十一、四八〇番六十二、四八〇番六十三、四八〇番六十四、四八〇番六十五、四八〇番六十六、四八〇番六十七、四八〇番六十八、四八〇番六十九、四八〇番七十、四八〇番七十一、四八〇番七十二、四八〇番七十三、四八〇番七十四、四八〇番七十五、四八〇番七十六、四八〇番七十七、四八〇番七十八、四八〇番七十九、四八〇番八十、四八〇番八十一、四八〇番八十二、四八〇番八十三、四八〇番八十四、四八〇番八十五、四八〇番八十六、四八〇番八十七、四八〇番八十八、四八〇番八十九、四八〇番九十、四八〇番九十一、四八〇番九十二、四八〇番九十三、四八〇番九十四、四八〇番九十五、四八〇番九十六、四八〇番九十七、四八〇番九十八、四八〇番九十九、四八〇番百	道路、水路	同	羽島郡岐南町三宅四丁目八一番地 ネットトヨタ岐阜株式会社 代表取締役 田 口 隆 男

平成三十年二月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社